

玄海 3/4 号機 火災 BF 工事に係る検査手続きについて

1. 概要

実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」という。）の改正（2019年2月13日付）により、感知器を消防法施行規則第23条第4項に従い設置すること等がバックフィット（以下、「火災 BF」という。）として要求されている。火災 BF 対応期限は、火災防護審査基準の附則（以下、「附則」という。）により、2024年2月13日以後最初の定期事業者検査終了の日となり、それまでに使用前確認の完了が必要である。（3,4号機とも次回定期検査にて工事完了予定。）

上記の要求事項を踏まえ、火災防護設備の基本設計方針が変更となるため、設計及び工事の計画認可申請（以下、「火災 BF 設工認」という。）を行い、現在審査対応中である。火災 BF 設工認は、設計基準等対処施設及び重大事故等対処施設に係る火災 BF 工事（以下、「火災 BF 工事（DB・SA）」という。）と特定重大事故等対処施設に係る火災 BF 工事（以下、「火災 BF 工事（特重）」という。）を申請している。

本資料では、上記のうち火災 BF 工事（DB・SA）について、設工認認可後速やかに使用前確認申請を行うため、使用前確認に係る手続き事項を整理する。

なお、火災防護審査基準（2019年2月13日付）の施行前から火災 BF 要求に対応する工事を行っている場合は、施行後も継続して工事を行うことが附則により認められており、玄海 3/4 号機においても継続的に火災 BF 工事を実施中である。

※以下、現在申請中の玄海 3/4 号機火災 BF 設工認

- (1) 玄海 3 号機 火災 BF 工事（DB・SA）
- (2) 玄海 4 号機 火災 BF 工事（DB・SA）
- (3) 玄海 3 号機 火災 BF 工事（特重）
- (4) 玄海 4 号機 火災 BF 工事（特重）

計 4 件

2. 使用前確認に係る手続きについて

(1) 使用前確認申請について

設計及び工事の計画の認可申請は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）第1項に基づく手続きであり、法第43条の3の11（使用前事業者検査等）第2項第1号では、認可について使用前事業者検査の対象としている。また、同条第3項ではこれらについて使用前確認の対象としている。

したがって、火災 BF 設工認については、使用前事業者検査及び使用前確認の対象となることから、使用前確認申請を実施する。

(2) 一部使用に係る手続きについて

玄海 4 号機の火災防護設備のうち 3,4 号共用設備については、玄海 3 号機の 経

過措置期限までに使用前確認を完了し、一部使用承認が必要であるため、規則第 15 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、一部使用の期間及び方法について玄海 4 号機の使用前確認申請書に記載する。

以 上